

# 大震災を経験した今だからこそ 地域主権の法制化を進めるべき

地域主権改革の早期実現と新たな大都市制度である「特別自治市」の創設をテーマにした、指定都市市長会のシンポジウムが10月5日に開かれる。今年は3月に東日本大震災が発生し、中核都市として地域をけん引する政令指定都市の果たす役割と責任が改めてクローズアップされている。主要メンバーであり、大きな被害を出した仙台市の奥山恵美子市長に、震災からの復興という問題も含めてシンポジウムの意義を聞いた。

——シンポジウムに、今年は大震災という要素が加わりました。仙台市も大きく被災したわけですが、まず被災状況についてお聞かせください。

奥山氏 今回の震災の犠牲者は704人、行方不明者が26人です。たった1日の間にこれだけの死者が出たのは、終戦の年の7月10日にあった仙台空襲で1066人の犠牲者が出て以来で、仙台の歴史で2番目の大きな災害でした。津波の被害としては東部田園地帯の

約1800畝の水田が、塩水に冠水しました。農地として復旧させることが大きな課題です。また仙台西部の丘陵地の郊外団地を中心に約2000戸で地割れや擁壁倒壊などの被害が出ました。公共施設も下水道を中心に被害を受けましたし、自分たちの学校を使えず間借りしている小中学校も13校あります。被害額は公共施設、民間の各事業所、インフラの被害を積み上げると約1兆300億円程度というのが概算です。



奥山恵美子氏の経歴  
おくやまみこ 1951年生まれ、秋田市出身。東北大学経済学部を卒業後、仙台市へ入る。市民局生活文化部女性企画課長や教育局生涯学習部参事、市民局長を経て09年8月に仙台市長に当選した。座右の銘は「笑う門には福来たる」。自らのプロフィール紹介で、仙台市について「言いたいことは、永遠の青春の街」と説明する。

——復興・復旧の現状はいかかでしょうか。  
奥山氏 被災者に応急仮設住宅に入ってもらったこと、被災宅地内からのがれきの撤去などが、生活再建に向けた一歩と考えていますが、今回の震災ではプレハブの仮設住宅に加え、民間アパートを応急仮設住宅とみなして家賃の支援をする制度ができたので、7月末にはすべての被災者に新しい住まいに移ってもらえました。

——他の市町村からの受け入れは。奥山氏 石巻市や南相馬市などからの転居は2000世帯以上あります。全体としてプレハブ住宅の入居が約1000戸、約8000戸が民間アパートを活用したみなし仮設です。2000世帯以上は、みなし仮設に入っていた方がいいです。  
——市から見て、復旧・復興を妨げている問題はなんですか。奥山氏 甚大な宅地の被害が出ましたが、宅地の復旧に関して、国として適用できる法律はありません。ただ防災集団移転という形で、ある程度の数がまとまれば適用できるのではないかと考えられます。中越地震の時に擁壁の倒壊にも適用拡大した事例がありました。私どもも中越地震の時に適用されたものに準じて、今回の宅地災害についても適用の拡大を

認めてほしいと、国に5月連休明けからお願しているのです。ところが、適用拡大するという返答をいただいているのですが、具体的にどこまで緩和してもらおうといった話がなくて、住民から早く復興の方針を示してといわれるのですが、国の要綱が決まらないので、住民の方々に肝心の説明ができていません。ひたすら待つて下さいと言ってしまうと、国のスピード感がまったくないという状況は、いざ立ちを募らせるばかりですね。

——シンポのテーマに地域主権改革の実現を掲げています。地域主権改革の現状をどう認識されていますか。  
奥山氏 政令指定都市の人口は全人口の20%ですが、配分される財源はその20%に見合っていない。人口と行政の量、しかるべき財源の3つがきちっと連動していることが基本だと考えます。震災を経験して改めて思ったことですが、ある程度の権限と行政経験を持つ政令指定都市が、リーダーシップをとることが大事です。仙台市が大型の催事などを行えば、宮城県だけでなく東北全体に活気を呼び戻すことにもなります。国の決定待ちとなると、時間だけが過ぎていくというのが現状です。

——大都市制度が機能していれば、われわれも住民も待つ必要がないわけで、自治体に権限を置いて、その決定で住民が望む施策をすぐ実施することが大事だと、改めて認識しました。  
——地域主権改革の今後について伺いたい。  
奥山氏 震災を契機にしたこの時こそ地域主権が大事だと、住民こそ考えている時期はないと思えます。むしろ地域主権の法制化を進めていくのに、こんな最適の時はないのではないのでしょうか。ぜひ政権としても、この点を重点課題に取り上げていただきたいとお願いたします。

——ニッポン再生をけん引するの政令指定都市だと思います。  
奥山氏 政令指定都市には、直接住民に向き合って住民のニーズ、その時代の課題を、直接肌で感じているという、基礎自治体の強みがあります。また専門スタッフを持って、現場で事業をマネジメントしている。震災が発生した10年分のごみについて、国が直轄でやるのか、県が広域でやるのか言っているが、日ごろからやって

ないから、現場では「二から勉強」という状況になっている。国や県の震災の対策が進まない一つの理由かもしれない。政令指定都市はスタッフにさまざまなプロフェッショナルがいて、非常時でも対応できるのが強みです。  
——指定都市市長会では「特別自治市」の創設を提唱しています。特別自治市についてどうお考えですか。  
奥山氏 政令指定都市は普段から県に準じているといわれますが、準じているといえながら、すべて同等にやらせてもらっているわけにはありません。例えば労働行政は県の所管だが、一方でわれわれは生活保護という福祉行政を受け持っています。労働行政と生活保護は表裏一体のもので、労働行政で対応して、うまくいかなかった人のセーフティネットが生活保護で、われわれが労働行政をやらずに生活保護行政だけをやることは、どうもマイナスの処理の側面だけを押し付けられているように思えます。われわれに全体をやらせてもらえれば、プラス面もマイナス面も基礎自治体として政令指定都市は引き受ける覚悟があります。それに見合った経費の配分も必要で

す。特別自治市というのはフルスベックで基礎自治体が業務をやりたいという意思表示だと受け取ってもらいたい。  
——地方分権は権限の移譲だけでなく、財源の移譲もないと、地方分権は実現できないという意見もあります。市長のお考えをお聞かせください。  
奥山氏 政令指定都市は保育所もやり、生活保護もやり、いろんな形の市民の福祉を担っています。県に支払っている県民税も多いが、県から政令指定都市に税が十分に戻って来るかというと、必ずしも財源的にはそうではないかと思えます。負担する税がきちんと、政令指定都市に戻ってくるような、そういう直接的な形の財源にしていただくとうれしいですね。

指定都市市長会が実施するシンポジウム予定

- 相模原市 2011年10月1日(土) 14:30~16:50 社のホールはしもと
- 東京調権 2011年10月5日(水) 14:00~16:30 砂防会館別館「シェンパッハ・サポー」
- さいたま市 2011年11月20日(日) 13:30~15:30 浦和コミュニティセンター
- 静岡市 2012年1月7日(土) 13:30~16:30 静岡市民文化会館
- 川崎市 2012年2月18日(土) 午後(調整中) 川崎市産業振興会館